

## 資料編

### 1 新富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 名
委員長	小野 美奈子	宮崎県立看護大学 学部長
副委員長	倉 永 誠	民生児童委員協議会 会長
委員	石 谷 泰 宏	介護保険被保険者代表
委員	内 田 寿 子	介護保険被保険者代表
委員	押 川 克 久	医師
委員	徳 田 雅 行	歯科医師
委員	東 誠 一 郎	訪問リハ・通所リハ・居宅介護支援 老人保健施設シルバーケア新富 事務長
委員	河 野 光 男	認知症対応型生活介護 グループホームこすもす2号館 理事長
委員	吉 岡 喜 徳	老人クラブ連合会 会長
委員	山 下 夏 美	老人クラブ連合会 女性部長
委員	宮 本 ま さ 子	婦人連絡協議会 会長
委員	宮 武 キ ミ 子	介護者の会 会長
委員	後 藤 博 己	居場所あかしあ会 代表
委員	小 山 早 苗	町議会文教厚生常任委員会 委員長
委員	捐 斐 兼 久	町議会総務産業常任委員会 委員長
委員	戸 高 由 佳 里	高鍋保健所健康づくり課 課長
委員	中 神 仁 美	社会福祉協議会 事務局長

## 2 用語解説

### ケアマネジメント(居宅介護支援)

要支援・要介護者等が自立した日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、予防給付・介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるようにサービス提供者等との連絡調整を行うこと。

### 高額介護サービス費

所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。

### 高額医療合算介護サービス費等給付額

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療費の負担と介護費の両方の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。

### 成年後見制度

病気や障がいのため判断能力が著しく低下することにより、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。

### 地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

### 認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下する病気。

### 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。

### 認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みであり、認知症ケアパスの概念図を作成することは、多職種連携の基礎となる。

## バリアフリー

障がい者が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差等の物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

## 要介護（1～5）

①要介護状態にある 65 歳以上の人。②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障がいがある特定疾病によって生じた人。

## 要支援（1～2）

①要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の人。②要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障がいがある特定疾病によって生じた人。

新富町第 10 期高齢者保健福祉計画  
第 9 期介護保険事業計画

発行年月：令和 6 年 3 月

発 行：新富町

編 集：新富町 福祉課 健康長寿推進室

住 所：〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町上富田 7491

電 話：0983-33-6056



